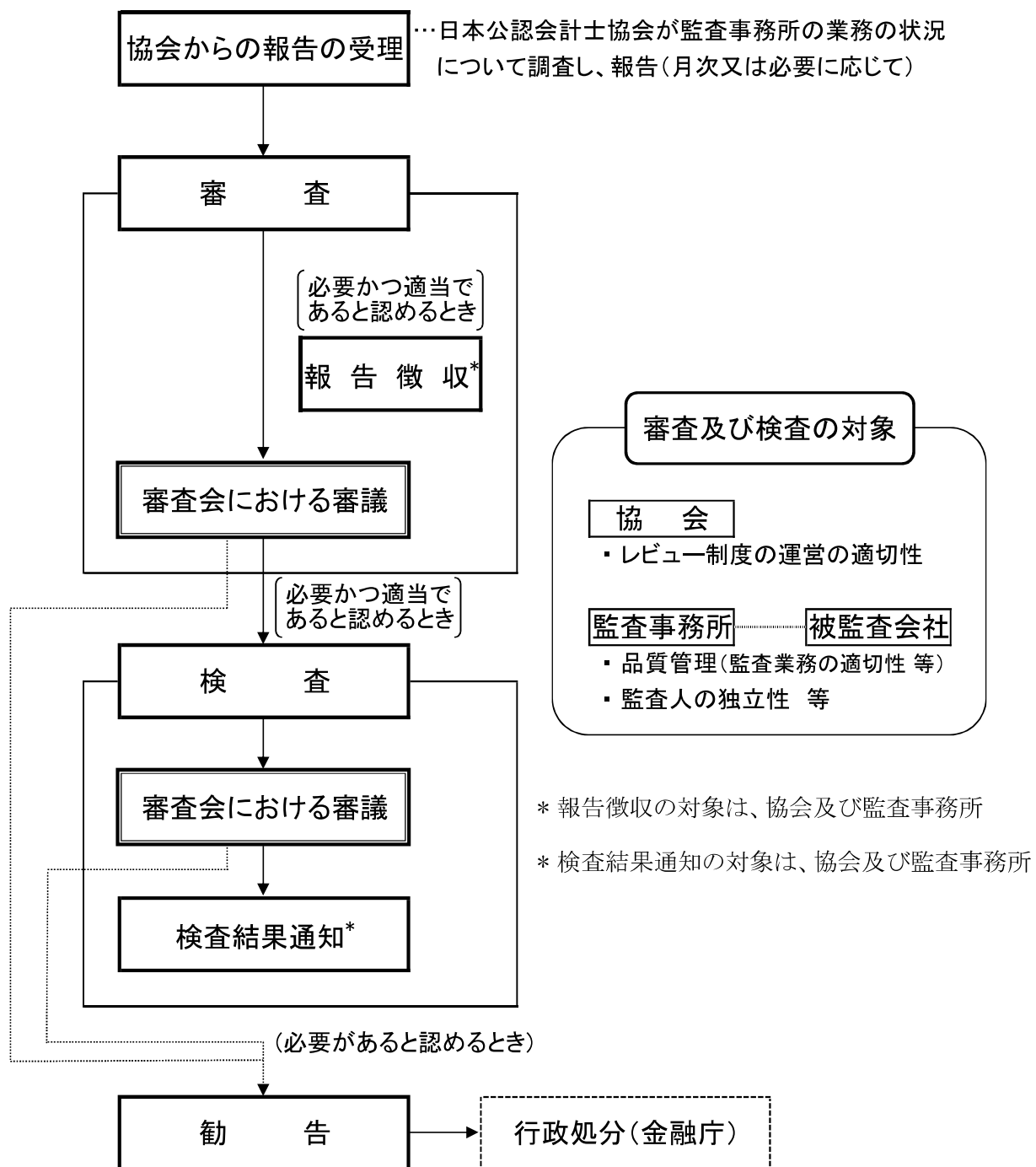


品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

審査及び検査の基本方針

ーより実効性のある監査の実施に向けてー

〔 公認会計士・監査審査会
平成 25 年 4 月 26 日 〕

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）からの公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）における公認会計士法第 2 条第 1 項の業務（以下「監査業務」という。）の運営の状況の調査に関する報告に基づき、協会による当該調査が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、協会から独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときは協会又は監査事務所等に立入検査を行う（公認会計士法第 46 条の 9 の 2、第 46 条の 12 及び第 49 条の 3）。

その結果を踏まえ、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う（公認会計士法第 41 条の 2）。

審査会は、外国監査法人等における監査業務に相当すると認められる業務が適切に運営されているかどうかについて、外国監査法人等の所属国等の状況を踏まえ、報告又は資料の提出を求め審査を行うとともに、審査の結果、必要があると認めるときは立入検査を行う（公認会計士法第 49 条の 3 の 2）。

審査会は、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、協会による監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果及び監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめて関係者等に示すほか、審査及び検査の結果を提言等の形で関係者等に表明していくこととしている。

（注）審査会発足（平成 16 年 4 月）以降において、審査及び検査の結果について「協会の品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」や「監査事務所の監査の品質管理について」としてその概要を取りまとめ、公表した。また、監査事務所において監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組みの促進、審査会としての期待水準の提示等の観点から、検査で確認された事例等を、「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、公表しており、年度ごとにその内容を見直している。

審査会は、当期（平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月：第 4 期）においては、監査の品質の一層の向上のために、以下の視点及び目標を基本として、審査及び

検査を実施することとする。

【視点】

審査会が実施する審査及び検査においては、近年の企業の会計不正事案を契機として監査における不正リスク対応基準が設定・公表されており、実効的な監査の実施など、監査事務所による監査に対する国民の期待は大きく、この期待に対応するため、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、新たな法令諸基準等の監査業務への反映、その定着に留意し、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくこととする。

また、審査及び検査で得られた情報を分析した結果、業界横断的な問題等の有益な情報については、協会、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先との意見交換の場において紹介するほか、監査監督機関国際フォーラム（IFAR）等における検査関係の積極的な意見交換等を通じ、各国当局と協力・連携関係の構築・充実に努め、国際的動向に積極的に対応するなど、国内外に対する情報発信を一層強化する。

【目標】

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による監査業務の運営の状況の調査の一層の実効性向上を公益的立場から促すとともに、監査事務所及び外国監査法人等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とし、

- ・ 関係先との積極的な連携により情報の共有を図る
- ・ 協会等と双方向の議論等を行う
- ・ 各国当局との連携等を通じて検査手法等の充実に取り組むこととする。

審査会は、以上の観点を踏まえ、審査及び検査の基本方針を次のように定める。この基本方針を踏まえ、年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定する。

1. 審査基本方針

審査会は、協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報告を受取り、必要と認めるときは当該報告に関し、関係者から報告又は資料の提出を求めるとともに、関係先とも意見交換を行うなどして情報の収集を行い、監査事務所における監査業務の運営の状況に係る分析等の審査

を行うこととする。

《1）審査の枠組み

- ① 協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報告、当該報告に関して徴収した報告・資料に加え、関係先から入手した様々な情報を活用の上、主として次に掲げる観点から審査を行うこととする。

イ．協会による上場会社監査事務所登録制度を含めた監査事務所における監査業務の運営の状況の調査が適切に運営されているかどうか。

ロ．監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会による監査業務の運営の状況の調査において把握・指摘された事項が適切に監査業務に反映されているかどうか。

- ② 上記審査の結果、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行うこととする。

《2）審査の実施

審査は、以下の考え方に基づき実施することとする。

① 監査の品質管理の確実な定着

監査の品質管理について、監査事務所において、監査の有効性が確保されるよう、適切に実施されているかどうかに重点を置いた審査を行う。

なお、審査に当たっては、限られた資源のもと、効率的に実施するために、協会による監査業務の運営の状況の調査における指摘や自主的な改善の状況等を踏まえ審査を行うこととする。

その際、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促していくこととする。

② 審査における実効性の確保

協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報

告等のほか、協会、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先との意見交換等により得られた様々な情報を総合的に勘案し、また、法令や監査基準等の改正、監査業界を巡る横断的なテーマ等については、共通の課題のある監査事務所を一体的に、かつ、検証すべき分野や事項を特定するなど、効果的な審査の実施に留意することとする。

また、検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握するため、必要があると認めるときは、監査事務所における監査業務の運営の状況等について報告を求め、当該報告の審査結果については、今後の検査等における重要な参考情報として活用することとする。

2. 検査基本方針

審査会は、上記審査の結果を踏まえて、必要に応じて検査を実施する。

(1) 検査の枠組み

- ① 協会による監査事務所における監査業務の運営の状況の調査が適切に運営されているかどうかを確認するため、必要があると認めるときは協会に立入検査を行うこととする。
- ② 協会からの調査結果の報告等を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会の当該調査において把握・指摘された事項が適切に監査業務に反映されているかどうかを確認するため、必要があると認めるときは監査事務所に立入検査を行うこととする。
- ③ 監査事務所が、協会による監査事務所における監査業務の運営の状況の調査を受けていないこと、当該調査に協力することを拒否していることにより、協会が当該調査に係る報告を行っていない場合において、監査業務の運営の状況を確認する必要があると認めるときは、監査事務所に立入検査を行うこととする。
- ④ 上記②及び③の過程で、監査事務所における監査業務に関する状況を確認するため必要があると認めるときは被監査会社等に立入検査を行うこととする。

- ⑤ 上記検査の結果、審査会は、協会又は監査事務所に対してその内容を通知するとともに、必要があると認めるときは金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応することとする。

(注) 監査事務所においては、協会の規則に基づき、審査会の検査結果通知書の写しを協会に提出し、また、関係法令に基づき、検査結果を踏まえ、監査事務所における職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、被監査会社の監査役等と認識の共有を図ることが求められる。

- ⑥ 検査結果については、その内容を分析し、その後の審査・検査に活用するとともに、分析結果から抽出される業界横断的な問題等について、関係先との連携、情報発信を行うなど適切に対応することとする。

(2) 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施することとなる。

- ① 協会による監査事務所における監査業務の運営の状況の調査において、重要な品質管理レビュー手続が欠けている、又は実施が不十分である等、当該調査が適切に実施されているかどうか確認する必要があると認める場合等
- ② 協会からの調査結果の報告において、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要があると認める場合、協会による監査業務の運営の状況の調査において把握・指摘された事項が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要があると認める場合、監査事務所における業務管理体制が機能しているかどうか確認する必要があると認める場合、又は法令諸基準等の遵守状況を横断的に確認する必要があると認める場合等
- ③ 被監査会社等において、監査事務所における監査業務の実施状況を確認する必要があると認める場合、又は監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の内部管理体制を確認する必要があると認める場合等
- ④ 上記のほか、個別事情等を勘案し、必要があると認める場合

(3) 検査の手続

審査の結果に基づき、検査の必要があると認めるときは、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び別に策定する「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により検査を実施することとする。

なお、検査に対する監査事務所の率直な意見を聴取する有益な機会であることから、原則全件、検査モニターを実施することとする。

3. 外国監査法人等に対する報告徴収・検査基本方針

審査会は、①外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないこととする。

金融庁・審査会においては、情報交換のあり方等について、諸外国の監督当局と交渉を行っており、いくつかの当局との間で、情報交換を含む監査監督上の協力に関する書簡を交換している。

審査会は、金融庁に届出を行っている外国監査法人等のうち、上記①から③までの条件のいずれかが満たされず、当該当局の報告徴収又は検査に依拠することが見込めない国の外国監査法人等に対して報告徴収を行っているところである。

今後においても、上記①から③までの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、引き続き外国監査法人等に対し報告徴収及び検査を実施することとする。その際、外国当局や国際機関等との協力関係の充実及び密接な連携等に留意し、円滑かつ効果的な実施の確保に努めることとする。

なお、報告徴収及び検査は、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び別に策定する「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により実施することとする。

平成 26 年 4 月 4 日
公認会計士・監査審査会

平成 26 年度の審査基本計画及び検査基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、審査及び検査の基本方針に掲げた視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施する。

我が国経済をみると、景気は、緩やかに回復している。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）を取り巻く環境としては、新規上場企業数の増加傾向や新たな監査・保証業務へのニーズなど明るい兆しは見られるものの、上場企業数や上場企業の平均監査報酬額は大幅ではないものの減少傾向が続いている。

加えて、企業の海外進出の加速化や海外取引の増加など会計実務の国際化、経済取引の複雑化・専門化が進展しており、監査事務所に対して様々なニーズが増加していると考えられ、監査事務所として考慮すべき事項が増加している。

こうした中、証券取引等監視委員会による有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金勧告も多くなされるなど会計不正事案が引き続き発生している。

このため、近年の大手上場企業における会計不正事案等を踏まえ、監査における不正リスク対応基準が設定・公表されており、国際的な不正対応重視の流れとあいまって、同基準への適切な対応が求められている。また、会社法の改正により機能強化がなされる予定の監査役等との連携は、改訂監査基準等や日本公認会計士協会（以下「協会」という。）と日本監査役協会の共同研究報告においても求められており、企業におけるコーポレート・ガバナンスの取り組みなどと連携することにより、会計不正事案が抑止されることが期待されている。

このように、金融・資本市場に対する投資者の信頼を確保して、我が国経済の発展を図る上では、企業財務情報の適正な開示が不可欠であり、独立した専門的な立場において行われる公認会計士監査の果たす役割は、ますます重要になっている。

一方、監査事務所の監査業務の運営の状況についてみると、協会の品質管理レビューの結果、大部分の監査事務所については、限定事項のない結論となっているものの、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所では、限定事項付き結論となる割合が高い傾向にあることが認められるほか、上場会社監査事務

所の登録に至らず、継続審査となる監査事務所も認められる。

また、審査会検査の結果、金融庁長官に対し行政処分その他の措置を講じるよう勧告した、業務運営が著しく不当であると認められる監査事務所もみられる。

こうしたことから、監査の品質を向上し、我が国の監査制度に対する国際的な信用を維持・確保する必要がある。

以上のような情勢を踏まえ、平成26年度において、以下の審査基本計画及び検査基本計画を策定する。

これらの基本計画を実施するために必要な審査及び検査の態勢については、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等について、適切に分析し対応を図ることができる高度で多様な専門性を備えた人材の登用に加え、会計・監査に係る国際的な動向のほか会計・監査を巡る主要な課題にも留意した研修等を関係先とも連携しながら実施することにより人材の育成を進めるなど、一層の充実を図っていく。

1 審査基本計画

審査の基本方針に基づき、協会の品質管理レビューに係る報告等のほか、協会、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先に加え、国際的な監査監督当局や海外業務提携先との間で、必要な情報を共有する取組みをより一層強化することや過去の報告徴収・検査結果を利用することに加え、様々な資料や情報等の収集分析体制の強化に努めるとともに、得られた情報を活用し、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する審査を行い、以下の協会の品質管理レビューの検証や監査事務所に対する重点的検証を実施する。

(1) 協会の品質管理レビューの検証

協会の品質管理レビューについては、

- ・ 品質管理レビューにおいて限定事項付き結論となっていない監査事務所について、審査会の検査で勧告となる事案も発生していること
- ・ 平成23年度から一定規模以上の預金等総額を有する信用金庫等の監査業務が品質管理レビューの対象とされており、新たに品質管理レビューの対象となる監査事務所が増加していること
- ・ 新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所については、限定事項付き結論となる割合が高く、審査会の検査で勧告となる事案も発生していること

等の状況を踏まえると、レビュー実施体制の強化などを通じ、より一層の実効性向上が図られることにより、監査事務所における適切な監査の品質管理の定着がなされることが考えられる。

また、業界横断的な問題への対応も含め、協会においては、強力な指導性が発揮されることが期待される。こうした中、協会においては、品質管理レビューの性格を指導的機能から指導・監督機能への変更及び措置制度の導入並びに品質管理レビューの対象監査事務所及び対象監査業務の拡大などを内容とする品質管理レビュー制度の見直しが行われたところであり、本取組みの円滑な運用が行われるよう注視していく。

以上のことから、引き続き、品質管理レビュー制度の適切性について総括的に検証する。

(2) 重点的検証

監査業務の適正な運営について、監査事務所に対してその適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、品質管理に関する指摘が広範に認められるなどの監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小規模監査事務所を中心にみられがちな業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。

特に、業務運営上の本質的な問題ともなり得る監査事務所の経営方針、収益・財務構造、組織・人材といった経営管理に関する項目を報告徴収の対象とする。

また、効果的な重点的検証を行う観点から、報告徴収は、対面的方式を取り入れて行うことを基本とする。

なお、重点的検証の結果、重大な問題が認められた監査事務所（特に、新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所）については、当該結果を今後の検査等における重要な参考情報として活用することとする。

2 検査基本計画

検査の基本方針に基づき、検査対象先である監査事務所との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努める。

その際、業務改善に向けた優れた取組み等が認められる場合には、当該取組み等も含めて評価するとともに、検査対象先等とも認識を共有することとする。

そのために必要な検査班の編成や運用を弾力的に行っていく。

また、検査結果については、監査事務所から協会への検査結果通知書（写し）の提出等を通じて、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促していく。

さらに、優れた取組み等を含め、検査で確認された事例等を抽出し、監査事務所だけではなく市場関係者等に対する参考情報として活用されることを期待して、検査結果事例集等として取りまとめ、説明会等を通じて、協会等の関係先に積極的に発信していく。

以上を基本とした上で、本年度検査においては、次に掲げる事項に重点を置き、監査事務所の規模等に応じた検査対応を行うこととする。

- ① 品質管理体制の維持向上に向け、監査事務所が整備した経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置などの業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか。

なお、業務の執行の適正を確保するための措置としては、具体的には、業務に対する監査事務所の代表者の意向・姿勢、業務のリスク等に応じた人材の採用・育成・配置、社員等の評価・報酬決定の方針等のほか、社員間の協力及び相互牽制など組織的な監査を実施するための組織構築に講じた措置などが考えられる。

また、中長期の経営方針や経営計画の策定状況や監査事務所を取り巻く環境を踏まえて、経営方針や経営管理に関する措置の見直し状況についても検証することが考えられる。

- ② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して、監査契約の締結・更新、監査計画の立案、その他監査手続を実施しているか。
- ③ 監査における不正リスク対応基準については、監査事務所の品質管理に係る基準が平成25年10月より適用されていることから、同基準及び同基準に係る協会の実務指針等への対応が適切に行われているか。

なお、検査対象法人に有効な改善を促すためには、不備の根本的な原因の究明と本質的な対応が必要であることから、検査の過程において、不備等が発見された場合には、当該不備の発生した直接的な原因の検証のみならず、当該不備の発生した監査事務所における根本的な原因の究明に重点を置くこととする。

本年度における監査事務所の規模等に応じた検査対応は、以下のとおり。

(1) 大規模な監査法人に対する検査

上場会社100社以上を被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果に基づき、原則として検査を実施する。

大規模な監査法人については、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動等を踏まえると、品質管理については一定程度有効に機能しているものと考えられる。

このため、本年度においては、諸外国の検査手法も参考に、監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手した上で、リスクベース・アプローチを原則としつつ、大規模な監査法人共通のテーマを選定し、当該テーマ及びリスクの高い領域に検証範囲を絞った効果的かつ効率的な検査を実施する。

本年度のテーマとしては、①一定期間不変な共通テーマとして、

- ・ 収益認識
- ・ 会計上の見積り
- ・ 職業的懐疑心の発揮（不正対応を含む。）
- ・ グループ監査（特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況等）
- ・ 審査

を選定することとし、近時の審査や検査の結果を踏まえた②スポット的な共通テーマとして、

- ・ 組織の末端までの品質管理の定着の状況についての検証（特に、従たる事務所の業務運営等）
- ・ 業種別(銀行、信用金庫・信用組合、証券会社、保険会社等)の監査業務の適切性の検証
- ・ 海外業務提携先による監視活動の適切性の検証

を選定する。

さらに、監査を取り巻く環境等を踏まえて、当該監査法人における業務管理体制の整備・運用状況の検証などにも積極的に取り組むこととする。

また、監査役等とのコミュニケーション、犯罪収益移転防止法等の法令遵守措置など審査・検査を通じて把握した業界横断的な問題等について、特に重要と考えられる項目は共通テーマとして選定していることから、品質管理の状況に応じて、意見交換等を行うなど効果的な対応を図ることとする。

(2) 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人に対する検査

大規模な監査法人以外で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査事務所については、その業容等を勘案し、効果的かつ効率的な実施に配意しつつ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果等に基づき、原則として検査を実施する。

このため、本年度においては、

- ・ 監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動の状況等も踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリある検証
- ・ 金融機関監査(特に、信用金庫・信用組合監査、ファンド監査)や被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- ・ 監査役とのコミュニケーション、協会の品質管理レビューや検査における指摘事項に対する改善策の実効性の検証状況、監査意見の審査体制、犯罪収益移転防止法等の法令遵守措置等、これまでの審査・検査を通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ 監査を取り巻く環境等を踏まえて、当該監査事務所における業務管理体制の整備・運用状況の検証

などに重点を置くこととする。

(3) 中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、監査契約の新規の締結・更新、業務管理体制の整備、品質管理レビューに対する改善への取組み、報酬依存度が高い監査業務に対する対応状況等の状況の検証・確認を効果的かつ機動的に実施することとし、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

このため、本年度においては、

- ・ 中小規模監査事務所の体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する責任といった問題点に留意した検証
- ・ 新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所における品質管理の状況についての検証

- ・ 金融機関監査(特に、信用金庫・信用組合監査、ファンド監査)や被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
 - ・ 監査役とのコミュニケーション、ファンド監査の対応状況、監査実施者に対する指導・監督状況、犯罪収益移転防止法等の法令遵守措置等、これまでの審査・検査を通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
 - ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
 - ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
 - ・ 審査等を通じて把握した問題についての検証
- などに重点を置くこととする。

特に、新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所については、業務運営や品質管理に関する責任といった点に加え、十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源を有しているかについて、重点をおいて検証することとする。

3 審査及び検査の事後的な対応

検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、品質管理の状況を確認・検証する。その際、金融庁の監督当局と緊密に連携し、不備の内容や重要性に応じた確認・検証に努める。

また、当該確認・検証の結果については、協会からの品質管理レビュー結果に係る審査に際して活用することにより、検査の実効性・効率性を高めるなど、引き続き、審査及び検査のシームレスな運用を行う。

さらに、審査及び検査の結果については、監査事務所における自主的な改善だけではなく、全体像を俯瞰して業界横断的な問題等を抽出するような深度ある分析を行い、協会、金融庁の関係部局、関係団体等の関係先及び国際的な監査監督機関や海外業務提携先との間で、積極的な意見交換や情報発信等を行うなどして、監査の品質の確保・向上を図っていく。特に、協会は品質管理レビューの担い手であることから、品質管理レビューアーとの意見交換を実施するなど実効的な連携を図ることとする。

なお、検査後の確認・検証において、監査事務所による十分な自主的な改善が認められない場合などについては、早期の再検査の必要性についても検討する。

**公認会計士・監査審査会の実施する
検査に関する基本指針**

**平成 25 年 4 月
公認会計士・監査審査会**

I 検査の基本事項

1. 検査の目的

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が実施する検査は、公益的立場に立ち財務書類に係る監査の品質の確保・向上を図る観点から、審査結果に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）が行う監査事務所（公認会計士、外国公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）における公認会計士法（以下「法」という。）第2条第1項の業務（以下「監査業務」という。）の運営の状況の調査が適切に実施されているかどうか、監査事務所における監査業務が適切に実施されているかどうかについて、関係者の事務所に立ち入り、確認・検証することを目的とする。

2. 検査対象先

審査会の検査対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

- (1) 協会（法第46条の12第1項）
- (2) 監査事務所（法第49条の3第2項）
- (3) 監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所（法第49条の3第2項）

なお、上記に対する検査権限は、法第49条の4第1項の規定により、内閣総理大臣から金融庁長官に委任され、さらに、同条第2項の規定により審査会に委任されている。ただし、法第49条の4第2項第1号^(注1)及び第2号^(注2)に掲げる権限に限られる。

（注1）同項第1号の権限 協会が行う監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報告に関して行われるもの

（注2）同項第2号の権限 監査事務所が、前述（注1）の調査を受けていないこと又は同調査に協力することを拒否していること等により協会が報告を行っていない場合において、当該監査事務所の業務の運営の状況に関して行われるもの

3. 検査事項、検査方法及び基本原則

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

- ① 協会
協会の事務の適正な運営に関する事項
- ② 監査事務所

監査事務所における監査業務に関する事項

- ③ 監査事務所が行う監査業務に係るのある場所
監査事務所が行う監査業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

- ① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。
- ② 協会の事務及び監査事務所における監査業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかどうかについて確認・検証する。
 - イ. 法令（法、公認会計士法施行令及び当該法令に基づく内閣府令（公認会計士法施行規則及び日本公認会計士協会に関する内閣府令）、その他法第2条第1項の業務に関連する法令）
 - ロ. 協会会則及び規則等（倫理規則、品質管理委員会規則、品質管理委員会運営細則並びに品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等）
 - ハ. 一般に公正妥当と認められる監査の基準（企業会計審議会から公表された監査基準、監査に関する品質管理基準及び監査における不正リスク対応基準等、協会の実務指針、並びに一般に認められる監査実務慣行）
 - ニ. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（企業会計審議会から公表された会計基準、企業会計基準委員会から公表された会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告、協会から公表された実務指針及びQ&A、並びに一般に認められる会計実務慣行）
- ③ 上記法令諸基準等の準拠性についての確認・検証に当たっては、新たな法令諸基準等、例えば、「監査における不正リスク対応基準」等を踏まえた監査事務所の品質管理の状況、及び重要な監査の手続、例えば、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定や会計上の見積りの監査などに留意するものとする。

(3) 基本原則

- ① 視点を踏まえた実施

審査会が実施する検査は、常に国民の視点という公益的立場に立ち、公益又は投資者保護のため、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくものである。

検査官は、当該視点を踏まえて検査を実施し、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握するように努め、監査事務所の監査の品質管理態勢を検証しなければならない。

② 目的の認識

審査会が実施する検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするものではなく、協会による監査業務の運営の状況の調査の一層の実効性向上を公益的立場から促していくものである。監査事務所は品質管理のシステムを適切に整備・運用しなければならない、審査会は、これを検証する立場にある。こうした観点から、検査では、審査会と監査事務所における「双方向の議論」を重視する。

また、検査の実施に当たっては、監査事務所における監査業務の適正な運営の確保を図っていくこととしている。このため、検査では、監査事務所が抱える様々なリスクを的確に把握する必要がある。

検査官は、審査会の検査の目的を常に念頭に置き、問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

③ 効率的な遂行

審査会の限られた資源を有効に活用する観点から、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案し、監査事務所自身の監視・監査機能の活用を行うなどして、効率的に検査を遂行するように努めなければならない。

また、検査は、監査事務所の監査業務の運営の実態に応じて、検査範囲等に、メリハリをつけつつ、効果的に実施されなければならない。

さらに、検査の実施に当たっては、検査で把握した問題点が監査事務所の監査の品質管理態勢にどのような形でどの程度の影響を与えるおそれがあるかという重要性の観点を配慮しつつ、メリハリを持った的確な指摘に努める必要がある。

④ 信用保持

検査においては、常に品位と信用を保持するよう努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

4. 自己研鑽

検査官は、関係する法令諸基準等を正しく理解し、会計監査を巡る国内外の動向や新たな法令諸基準等の習得に努めなければならない。

5. 関係部局との連携

金融庁等関係部局との間においては、監査事務所の適時・適切な監査の品質管理の改善につながるように、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

Ⅱ 検査実施手続等

本基本指針においては、以下に、検査の実施に際して、その基本となる標準的な実施手続等を示す。

なお、これと異なる手続等を行う際には、主任検査官は審査会事務局審査検査室長（以下「審査検査室長」という。）に指示を仰ぐとともに、検査対象先へ説明するものとする。

1. 全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

また、検査対象先に関する情報の収集に努め、関係部局や協会の動向も考慮して効率的な検査を実施するものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第 46 条の 12 第 3 項及び第 49 条の 3 第 4 項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に対する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して立入検査着手前に予告を行うものとする。

ただし、実効性ある実態把握の確保の観点から必要と認める場合には、予告なく立入検査を実施することができる。

予告して立入検査を実施する場合には、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日等の検査実施の内容について書面により通知するものとする。

検査基準日とは、検査の基準となる特定の日であって、原則として以下のとおりとする。

- （1）予告して立入検査に着手する場合 検査実施の通知日の前営業日
- （2）予告なく立入検査に着手する場合 立入検査着手日の前営業日

3. 立入検査の留意事項

（1）重要事項の説明

主任検査官は、立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について説明を行うものとする。ただし、検査対象先が、監査事務所が行う法第 2 条第 1 項の業務に関係のある場所の場合には、④の事項を除く。

なお、主任検査官は、必要に応じて、検査対象先の承諾を得て、検査対象先の施設内で説明を行うことができる。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ 検査モニター制度の概要
- ④ 意見申出制度の概要
- ⑤ その他必要な事項

(2) 検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

(3) 検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や監査事務所の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

(4) 被検査事務所等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、被検査事務所等（立入検査を受けた協会及び監査事務所をいう。以下同じ。）の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、被検査事務所等の代表者及び理事等に対してヒアリングを行うものとする。

(5) 検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

(6) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

(7) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した書面に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

(8) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避に該当するおそれがある行為、その他重大な事故により検査の実施が困難な状況になったときは、その経緯及び事実関係を記録するとともに、直ちに審査検査室長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

主任検査官は、審査検査室長の指示に基づき、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

4. 検査資料の徴求

(1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

(2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時まで返却するものとする。

5. 検査モニター制度

検査モニター制度は、検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、審査会による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、立入検査着手日までに検査モニター制度の概要を検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 検査モニター制度の概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限るものとする。

① 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、審査会事務局総務試験室長（以下「総務試験室長」という。）

又は総務試験室長が指名する者とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、立入検査着手日以後立入検査終了日までの期間に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行うものとする。なお、実施の有無及び時期については、検査対象先の希望によるものとする。

② 意見受付

イ. 意見提出方法

電子メール又は郵送による。

ロ. 提出先

提出先は、総務試験室長とする。

ハ. 受付期間

立入検査着手日から検査終了日（検査結果を通知した日）の1月後（検査終了日の翌日から起算して30日を経過した日）までとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、総務試験室長は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとるものとする。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた

認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

7. 検査事項確認手続

(1) 主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した被検査事務所等の問題点が整理された段階で、被検査事務所等の責任者に対し、以下の方法により、検査事項確認手続を行うものとする。

- ① 主任検査官は、検査において認められた問題点等を伝達し、これに対する被検査事務所等の責任者の認識を聴取することにより、その時点で意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認するものとする。この確認に当たっては、書面を利用し責任者の認識の明確化に努めるものとする。
- ② 審査会としての最終的な見解は下記9.に規定する検査結果の通知により示される旨、及び検査事項確認手続は終了しても検査自体は検査結果の通知まで継続する旨を被検査事務所等の責任者に伝達し、今後の手続について説明を行うものとする。

（注）検査は、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う検査の場合は立入検査着手日）より開始し、検査結果を通知した日をもって終了とする。

(2) 主任検査官は、検査事項確認手続による確認内容に変更が生じた場合は、被検査事務所等の責任者に対して改めて検査事項確認手続を行う旨を説明の上、検査事項確認手続を行うものとする。

(3) 検査事項確認手続の際の出席者

① 当局

原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。

② 被検査事務所等

被検査事務所等の責任者の出席を必須とする。責任者が被検査事務所等の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めることができる。

8. 意見申出制度

意見申出制度は、審査会の検査水準の維持・向上及び手続の透明性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 被検査事務所等への説明

主任検査官は、以下の意見申出制度の概要を立入検査着手日まで及び検査事項

確認手続時に、被検査事務所等の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者（被検査事務所等の責任者）の意見を記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、審査会事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出することができる。

ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、被検査事務所等の責任者に対する検査事項確認手続が終わった日から3日間（検査事項確認手続が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。

ただし、上記提出期間内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。

郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合には、取り下げ書を審査会事務局長あてに提出した上で意見申出書の返却を求めることができる。

② 審理手続等

イ. 総務試験室長又は総務試験室長が指名する者は、意見申出書の内容及び事実関係等を確認の上、審理結果を作成し、これを審査会に付議するものとする。

ロ. 審査会において承認（修正を含む。）された審理結果については、その内容を検査結果に反映させることとし、当該審理結果は総務試験室長又は総務試験室長が指名する者が被検査事務所等の責任者に対して伝達するものとする。

9. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、被検査事務所等の責任者に対して、検査結果を記載した文書を交付することにより行うものとする。

なお、検査結果の通知の際は、被検査事務所等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

Ⅲ 検査結果等の取り扱い等

1. 検査結果等の取り扱い

(1) 審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。

(2) 検査結果及び検査関係情報^(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、当該検査対象先以外の第三者（品質管理委員会規則に定める公認会計士・監査審査会の検査結果通知書の取扱いに係る規定に基づき、協会に提出する場合の当該協会を除く。）に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

2. 勧告事案等の公表

(1) 審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第 41 条の 2 の規定に基づき、監査事務所の法第 2 条第 1 項の業務又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不相当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

(2) 上記（１）のほか、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、これを提言等として、また検査事務の処理状況について検査対象先及び被監査会社等が特定されない形で取りまとめて、公表するものとする。

Ⅳ 情報管理上の留意点

検査官等職員は、検査に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

(1) 検査の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 検査に関する情報を審査及び検査の目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。

(3) 特に、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

V 施行日

本基本指針は、平成 19 年 6 月 29 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 20 年 6 月 2 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 22 年 6 月 25 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 23 年 3 月 30 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 24 年 4 月 9 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 25 年 4 月 26 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

平成 21 年 9 月 14 日
金 融 庁
公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^(注3)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注4)による検査・レビュー結果の情報

② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む
業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注 3) 法第 34 条の 36 第 1 項及び第 2 項に規定する届出書（同法第 34 条の 37 第 1 項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

(注 4) 外国監査法人等に関する内閣府令第 5 条第 1 項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1. において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1. の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注 5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注 5) 公認会計士法施行令第 30 条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第 34 条の 35 第 1 項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

**公認会計士・監査審査会の実施する
外国監査法人等に対する報告徴収・検査に
関する基本指針**

**平成 22 年 1 月
公認会計士・監査審査会**

I 報告徴収及び検査の相互依拠

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^{（注）}の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合又は審査会が必要と認めた特定の情報の提供が確保されない場合等上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注）外国監査法人等とは、公認会計士法（以下「法」という。）第 34 条の 35 第 1 項の規定による届出をした者をいう。

II 報告徴収及び検査の目的等

本基本指針においては、報告徴収及び検査の実施に際して、その基本となる実施手続等を示すものとする。

1. 目的

審査会が外国監査法人等に対して実施する報告徴収及び検査は、公益的立場に立ち外国会社等財務書類（法第 34 条の 35 第 1 項に規定する外国会社等財務書類をいう。以下同じ。）に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、外国監査法人等における法第 2 条第 1 項の業務（以下「監査証明業務」という。）に相当すると認められる業務が適切に行われているかどうかについて、確認・検証することを目的とする。

2. 根拠

審査会が実施する報告徴収及び検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

(1) 報告徴収（法第 49 条の 3 の 2 第 1 項）

外国監査法人等

(2) 検査（法第 49 条の 3 の 2 第 2 項）

外国監査法人等及び外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係のある場所

3. 外国当局との協力関係

外国監査法人等に対する報告徴収及び検査の円滑な実施を確保するため、当該国当局に事前に通知するなど、当該国当局との間において協力関係の充実を図るものとする。

III 報告徴収

1. 報告徴収の概要

(1) 定期的な報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、原則として、3 年に 1 度、当該国当局に通知した上で、以下の事項を記載した書面（以下「書面」という。）の提出を報告徴収により求めるものとする。

① 全ての外国監査法人等：「Ⅷ 報告徴収事項一覧 A.」に定める監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注)による検査・レビュー結果に関する事項

② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の事項に加え「Ⅷ 報告徴収事項一覧 B.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する事項

(注) 外国監査法人等に関する内閣府令第 5 条第 1 項に規定する行政機関等

(2) その他の報告徴収

上記の定期的な報告徴収のほかに、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、外国監査法人等から、審査会として必要な情報の提出を報告徴収により求めるものとする。

2. 外国監査法人等への連絡方法

報告徴収に当たっては、当該外国監査法人等に対し、上記 1. に定める事項の提出を求める旨の文書を送付するものとする。当該文書は日本語を原本とし、英語に

よる翻訳文を参考として添付するものとする。

3. 使用する言語

外国監査法人等が提出する書面は、日本語により作成することを原則とするが、英語によって作成することも可能とする。

なお、上記1.に定める事項のうち既存の資料があるものについては、審査会が認める場合には、当該事項につき書面の提出に代えて、当該資料を提出することも可能とする。ただし、提出後に審査会が必要と認める場合については、審査会が指定した部分につき、日本語又は英語による翻訳文を提出するものとする。

4. 理由書の提出

外国監査法人等は、主たる事務所の所在する国の法令等により審査会から報告を求められた事項について書面を提出できない場合にあっては、当該書面の提出に代えて、次に掲げる事項を記載した理由書を提出するものとする。

- ① 提出を求められている事項が外国監査法人等の主たる事務所の所在する国の法令等により記載できない旨及びその根拠となる法令等の内容
- ② ①に記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見
- ③ 提出を求められている事項の記載について当該法令等により第三者の許可、同意又は承認（以下「許可等」という。）を要する場合において、当該許可等が得られなかったことにより当該事項が記載できない場合にあっては、外国監査法人等が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもお当該許可等を得られなかった理由

なお、本理由書の提出なく報告徴収に応じない場合には、審査会はその旨を金融庁に通知するものとする。

5. 提出方法

書面の提出は、審査会あて送付するものとする。

IV 検査

1. 検査事項及び検査方法

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

① 外国監査法人等

外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

② 外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係のある場所

外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。

② 外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかについて確認・検証する。

イ. 法及び外国監査法人等に関する内閣府令並びに外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関連する法令

ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準（国際監査基準（I S A）、国際品質管理基準第1号（I S Q C 1）等）

ハ. 外国会社等（外国監査法人等に関する内閣府令第4条第1項第3号に規定する外国会社等をいう。以下同じ。）が財務書類の作成に当たり準拠した企業会計の基準（国際財務報告基準（I F R S）等）

(3) 全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第49条の3の2第3項において準用する第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査対象先の選定

審査会は、Ⅲにおいて徴収した情報及びその他の情報を分析した結果、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が適切に整備されているか、また、有効に機能しているか等について、検査により確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、Ⅲの手続きを経ずに、当該外国監査法人等を検査対象先として選定することができるものとする。

3. 検査予告

立入検査は、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に関する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して、原則として立入検査着手の2か月前までに予告を行うものとする。

この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日（検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日）等の検査実施の内容について文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）により通知するものとする。同時に、電話連絡を行い、4.（2）記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。

なお、検査対象先に対して検査実施を通知するに先立ち、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知するものとする。その際、当該国当局が検査対象先に対して検査を行う予定がある場合には、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施できるよう可能な限りの配慮を行うものとする。

4. 検査実施の留意事項

（1）検証対象範囲

検証対象に関しては次のとおりとし、検査に当たっては、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に留意するものとする。

- ① 個別監査業務については、外国会社等財務書類に係るものに限定する。
- ② 業務管理体制については、監査事務所全体とする。

（2）重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について電話会議等の方法により説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ その他必要な事項

（3）使用する言語

検査においては、日本語の使用を原則とする。

ただし、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務の

状況や品質管理システムの整備・運用状況の把握を行う場合などにおいて、主任検査官が認めたときは、英語の使用も可能とする。

（４）検査予告後の質問

検査予告後、主任検査官は、提出された書面等の内容につき確認する必要がある場合は、立入検査着手前においても、検査対象先に対し、検査の手続の一環として文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）で質問を行うことができる。

（５）検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

（６）検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や外国監査法人等の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

（７）外国監査法人等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、外国監査法人等の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、外国監査法人等の代表者等に対してヒアリングを行うものとする。

（８）検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように配慮するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

（９）効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

(10) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

5. 検査資料の徴求

(1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

(2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時まで返却するものとする。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

7. 検査事項に係る意見交換等

主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した外国監査法人等の問題点が整理された段階で、外国監査法人等の責任者に対し、当該問題点等が記載された文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）を送付するものとする。外国監査法人等は、当該文書の検討等に必要な期間として審査会が定めた期間内に、当該文書に記載されている事項に関する意見等を記載した意見書（日本語により作成することを原則とするが、英語によることも可能とする。）を審査会事務局長あてに提出することができる。この場合、意見等の内容を審査会に説明するものとする。

8. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、外国監査法人等の責任者に対して、検査結果を記載した文書（以下「検査結果通知書」という。）を交付することにより行うものとする。なお、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付するものとする。

なお、検査結果の通知の際は、外国監査法人等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

V 検査結果等の取り扱い等

1. 検査結果等の取り扱い

（１）審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。

（２）検査結果及び検査関係情報^(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書（英語により作成）の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

（注）ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

2. 勧告事案等の公表

- (1) 審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第 41 条の 2 の規定に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不相当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

- (2) 上記 (1) のほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、検査対象先及び外国会社等が特定されない形で、検査事務の処理状況について取りまとめて公表するものとする。

VI 情報管理上の留意点

検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報を、我が国における行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 報告徴収及び検査の実施並びに当該国当局との協力に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報をその目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- (3) 特に、報告徴収対象先、検査対象先及び当該国当局の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

VII 施行日

本基本指針は、平成 22 年 1 月 14 日から施行する。

VIII 報告徴収事項一覧（別添のとおり）

VIII 報告徴収事項一覧

A. 全ての外国監査法人等から徴収する情報

I 監査法人等の状況

1. 業務の概況

- (1) 所属国の監査制度の概要（概要を説明する公式サイトのアドレスでも可）
- (2) 監査法人等の目的及び沿革
- (3) 監査法人等の法的構造及び所有形態
- (4) 監査法人等のガバナンス
- (5) 監査法人等の組織図

2. 社員等の状況

- (1) 社員、使用人の状況
社員、使用人の人数及び対前年度増減
- (2) 業務執行責任者の役職名、氏名及び職歴

3. 事務所の状況（業務運営及び品質管理を行っている事務所、及び外国会社等を監査する事務所に限る。）

（事務所が2以上あるときは、事務所ごとに記載。）

事務所ごとに、事務所名、所在地、社員数、使用人数、被監査会社数（外国会社等の数を内書き）

4. 関係会社の状況

名称、代表者、所在地、事業内容

5. 売上高の状況

- (1) 直近3会計年度の売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）
- (2) 「3. 事務所の状況」に記載された事務所ごとの売上高が区分して把握されている場合には、当該売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）

6. 被監査会社の概況（外国会社等に限る。）

名称、決算期、資本金、業務執行社員、共同監査人、新規契約又は契約解除の旨

II 業務等の状況

1. 業務の状況

- (1) 業務の内容
 - ① 監査証明業務及び非監査証明業務を提供している会社数、対前年度増減（外国会社等の数を内書き）
 - ② 新たに開始した業務（過去3年間）

(2) 業務の運営の状況

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）
- ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施（審査の状況を含む。）、品質管理のシステムの監視を含む。）

2. 業務提携の状況

- (1) 公認会計士又は監査法人との間における監査証明業務に関する提携の状況
- (2) ネットワーク組織に属する場合には、当該組織の概要及び当該組織における取決めの概要

3. 訴訟事件の概要

外国監査法人等が監査証明業務に関連して被告となった訴訟事件のうち、

- (1) 過去3年間に終結した件数及び判決等により支払うこととなった金額の総額
- (2) 現在係争中の訴訟事件の件数及び支払の請求を受けている金額の総額

4. 刑事罰又は行政罰等の有無及びその内容

外国監査法人等が監査証明業務に関連して過去3年間に受けた刑事罰又は行政罰等の内容

Ⅲ 行政機関等による直近の検査・レビューの年月及びその結果

検査結果等に基づく改善指示等、改善計画及び改善状況

B. 上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報

全ての外国監査法人等から徴収する情報に加え、次に掲げる情報

I 上場会社に係る監査証明業務等に関する情報（上場会社ごと）

1. 監査人等の概況

(1) 監査人の状況

- ① 監査責任者等の氏名・連続して監査に関与した期間
- ② 補助者の人数・補助者であって過去において監査責任者であった者の氏名
- ③ 監査人等の異動状況

(2) 監査契約等の状況

- ① 監査報酬等の額（監査証明業務・非監査証明業務）
- ② 監査契約の解除

(3) 品質管理の状況

- ① 品質管理を担当する公認会計士の氏名又は監査法人の部署
- ② 意見審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等

2. 監査の実施状況

従事者の内訳別（監査責任者又は業務執行社員・公認会計士・その他）の人数・
従事日数又は時間数

II 品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

- 1. 品質管理のシステムに関連する規程の名称（最終改定日を付記）及びその写し
- 2. 監査マニュアルの名称（最終改定日を付記）及びその写し
- 3. ネットワークにおける内部レビューの結果

結果報告書、指摘内容、改善措置及び改善計画、改善状況

清和監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 26 年 6 月 13 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、清和監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

清和監査法人を検査した結果、以下のとおり、当該監査法人の運営は、著しく不当なものと認められ、理事長をはじめとする当該監査法人の社員は、監査法人の運営に当たり、監査法人が実施する監査の公益性及び社会的責任の大きさを強く認識する必要がある。

1. 当該監査法人の理事長は、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）及び日本公認会計士協会（以下「協会」という。）から重大な指摘を繰り返し受けているにもかかわらず、法人の品質管理に重要な問題があることを自覚せず、審査会等の指摘に対して形式的な対応を品質管理担当責任者及び監査実施者に指示するのみで、具体的な対応を担当者任せにし、改善活動を十分に実施していないなど、理事長として行うべき行動をとっておらず、その職責を果たしていない。

また、理事長は、法人の業務運営に際し、品質管理を軽視しており、その姿勢が法人全体に浸透している。他の代表社員と社員は、自身の責任を自覚することなく、監査法人の社員として求められる職責を果たしていない。

さらに、理事長は、主導して業務の拡大を目指しており、一般的に監査リスクが高い被監査会社であっても、反社会的勢力とのかかわりがなく、存続できると判断できさえすれば、受嘱するという方針を採っている。このほか、監査業務の品質や職業倫理の遵守状況について社員の評価に反映させていない一方、営業面での成果を社員の評価と報酬に反映させるなど、社員に対して営業を奨励している。これらの結果、社員全体が営業を重視する傾向にあるとともに、品質管理を軽視している。

加えて、当該監査法人においては、被監査会社の主張を批判的な検討を行うことなく受け入れる風土が醸成されている。

2. このような状況から、当該監査法人の品質管理については、新規契約の締結において前任監査人からの引継ぎ等により識別した問題点を当該監査法人内において十分に共有・検討せずに受嘱するなど、新規受嘱に際してのリスク評価の態勢が整備されていない。また、当該監査法人においては、職員の入退所の頻度が高く、監査実施者の実務経験が少ないと考えられる状況にあるが、監査実施者の経験・能力等に見合った教育・訓練を実施していない。さらに、業務執行社員は、監査調書の査閲を通じた適切な監査手続の指示、監督及び指導を実施していない。加えて、当該監査法人は、実施した監査手続の妥当性について、批判的に検証するなどの実効性のある定期的な検証を実施していない。

このように、当該監査法人は、品質管理のシステムが機能しておらず、品質管理態勢は極めて不十分かつ不適切である。

3. 監査業務の実施については、監査リスクが高いとされている監査業務が多く存在しているが、業務執行社員は、被監査会社のリスクを適切に評価し、これに応じた監査計画を策定する能力が不足しているほか、被監査会社の主張を批判的な検討を行うことなく受け入れている。

このため、監査チームは、被監査会社についての適切なリスク評価を行っておらず、実施している監査手続が形式的なものとなっており、会計上の見積りや継続企業の前提など職業的専門家としての判断を伴う重要な項目における深度ある監査手続の実施、関連当事者取引における取引の実態を踏まえた検討、内部統制監査における不備の適切な評価を行っていないなど、十分かつ適切な監査証拠を入手していない。

このように、当該監査法人が行った監査手続においては、監査の基準に準拠した監査手続が行われていない監査業務が広範に認められる。

4. 審査については、当該監査法人は、一人の審査実施者に審査体制の整備及び運用を一任し、その有効性を評価していないほか、重要な審査案件が発生した場合に慎重な審査を行う体制が構築されていない。

このため、当該監査法人においては、被監査会社のリスクを踏まえ、実施した監査手続の適切性を確かめる批判的な審査が実施されておらず、監査上の重要な問題点を指摘できていないなど、審査の態勢は極めて不十分である。

5. 審査会及び協会からの指摘への対応については、重大な指摘を繰り返し受けているにもかかわらず、当該監査法人の理事長は、法人の品質管理に重要な問題があることを自覚していないことから、指摘事項をそのまま記載したチェックリストの配付等、形式的な対応を指示しているだけであり、同種の問題点の有無について、検証し対応するよう適切な指示及び効果の検証を行っていないなど、実効性のある改善活動に取り組んでいない。この結果、今回の審査会検査において、過去に審査会及び協会から繰り返し指摘を受けた不備と同種の重要な不備が多数検出されており、当該監査法人の品質管理レビュー等の指摘への改善に向けた取組み状況は極めて不十分である。

お問い合わせ先 公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室 (代表) 03-3506-6000 (内線 2474)

九段監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 26 年 7 月 11 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、九段監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

九段監査法人を検査した結果、以下のとおり、当該監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人は、採算管理を明確にするため支部制を採用しており、採算管理、社員の報酬の決定及び監査チームの編成等を支部単位で行っている状況において、理事長が監査法人として一体的な業務運営を行う措置を講じていないことから、当該監査法人においては、他の支部の業務運営には関与しない風土が醸成されている。
また、監査の品質管理においても、このような風土を背景に品質管理担当責任者が監査法人として一体的に監査の品質の向上に取り組む態勢を構築していないことから、監査契約の更新時における被監査会社の適切なリスク評価や監査実施者の選任における社員の能力等を考慮した監査チームの編成、業務執行社員による適切な監査調書の査閲が行われていない監査業務がみられるなど、品質管理のシステムに広範に不備が認められる。
このように、当該監査法人は品質管理のシステムが機能しておらず、品質管理態勢は著しく不適切である。
2. 監査業務の実施については、監査チームが、企業及び企業環境を適切に理解しておらず、リスク評価及びリスク対応手続の立案に十分な時間をかけていないことから、特別な検討を必要とするリスクに対する監査手続を十分に実施していない監査業務が広範にみられる。さらに、不正による虚偽表示又はその兆候が窺われるにもかかわらず、職業的専門家としての正当な注意を払っておらず、懐疑心を保持していないことから、監査の基準に準拠した監査手続を実施していない監査業務も認められる。
3. 監査業務に係る審査については、審査担当者が、不正による虚偽表示又はその兆候が窺われるにもかかわらず、批判的な観点から審査を行っていないことから、監査チームから提示された被監査会社の会計処理に関する検討事項について、監査チームの実施した監査手続が不適切かつ不十分であることを指摘できていないなど、実質的な審査を行っていない監査業務が認められ、審査態勢は著しく不適切である。

4. 日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項については、理事長及び品質管理担当責任者が、指摘事項に関連する事項と同様の問題点が他の監査業務にも生じていないかを網羅的に検証しておらず、また、指摘事項の発生原因を十分に検討せずに、指摘事項をそのままチェックリストに記載している。このため、監査チーム等による改善状況の確認が形式的となっており、企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示リスクの評価等について、改善が不十分な事項が認められ、改善に向けた取組状況は不十分である。

お問い合わせ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査室
(代表) 03-3506-6000 (内線 2474)

才和有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 26 年 10 月 24 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、才和有限責任監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

才和有限責任監査法人を検査した結果、以下のとおり、当該監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人においては、社員が監査の品質を向上させる必要性を感じておらず、被監査会社の主張や被監査会社が作成した資料を批判的な検討なく受け入れる傾向があるなど、監査の基本である投資者及び債権者のために監査を行うという意識が希薄である。

加えて、ここ数年、当該監査法人は、監査法人として成立するために必要な最低限の社員数である 5 名で業務を実施している中、監査契約の解除等により業務収入が激減している厳しい環境にある。

さらに、当該監査法人は、全ての社員が兼業を行っており、法人代表者を除く 4 名については、法人の品質管理業務にほとんど関与しておらず、監査法人としての組織的監査を実施する態勢を構築できる状況になく、また、法人代表者がガバナンスを効かせにくい環境にある。

こうしたことから、当該監査法人には、被監査会社の立場を過度に重視する風土が醸成されている。

2. 当該監査法人においては、法人代表者が品質管理業務に係る役割について各社員に分担せず、代表者自身において主要な監査業務の業務執行社員に加え、品質管理担当社員、日常的監視担当者といった多くの法人の役割を兼務するなど、品質管理担当社員として実施すべき品質管理システムの整備に十分な時間を確保できておらず、品質管理に係る各業務の運用において、深度ある検証ができない状況になっている。

このように、当該監査法人は、監査法人として組織的に監査の品質の向上に取り組む態勢を構築していないことから、品質管理のシステムが機能しておらず、品質管理態勢は著しく不十分である。

3. 監査業務の実施については、業務執行社員は、監査補助者を非常勤職員中心に構成している状況において、指示・監督、査閲、研修の実施等、適切な監査を実施するための取組を十分に行っていない。

また、業務執行社員を含む監査チームにおいて、監査の基準の要求水準に関する理解・知識が不足しているため、監査意見形成に重要な影響を与える会計上の見積りなど、職業的専門家としての判断を伴う項目に対し、深度ある監査手続が実施できていない。

さらに、業務執行社員は、前年同様の監査を実施すればよいとの認識のもと、被監査会社の主張や被監査会社が作成した資料を批判的な検討なく受け入れる傾向がある。

このため、関連当事者取引における取引実態の理解を踏まえた検討を行っていないなど、監査の基準に準拠した監査手続が実施されていない監査業務が広範に認められる。

4. 監査業務に係る審査については、審査担当社員が監査の基準の改正に留意した審査を実施しておらず、また、審査の実施に際して、重要な論点について、独自の観点に基づき、批判的かつ深度ある検証が不足していることから、監査実施上の重要な問題点を発見・抑制できておらず、審査態勢は著しく不十分である。
5. 日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項については、品質管理担当社員が、社員会等において、指摘事項及びその改善措置について説明しているものの、指摘事項に関連した項目についての対応の周知が不足しており、また、法人代表者を含む全ての社員は、指摘事項に対する改善状況の事実確認が不足していたことから、契約リスクの評価、後発事象の検討、未訂正事項の集計等において改善が不十分な事項が認められ、改善に向けた取組状況は不十分である。

お問い合わせ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査室
(代表) 03-3506-6000 (内線 2475)

監査法人セントラルに対する検査結果に基づく勧告について

平成 27 年 1 月 30 日

公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、監査法人セントラル（以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当監査法人においては、各社員が、自ら監査責任者として関与する監査業務に係る報酬及び費用を自ら管理するとともに、監査補助者の選任及び報酬についても自ら決定するなど各社員の経済的な独立性が強い状況において、各社員に対して組織的監査の重要性を認識させておらず、他の社員の行う監査業務に関与しない風土が醸成されている。加えて、総括代表社員をこれまでに就任したことのない者の中から持ち回りにより選任するなど、形式的に選任していることから、総括代表社員がリーダーシップを発揮できていない。

このようなことから、当監査法人においては、法人運営に係る社員間の相互牽制が働かないなど法人としての一体的な業務運営が行われていない。

2. 総括代表社員は、品質管理のシステムに関する最終責任者であるにもかかわらず、監査法人として一体的に監査の品質を向上させ、組織的監査を実施する態勢を構築しておらず、また、品質管理担当責任者も、品質管理のシステムを整備し、運用しなければならないにもかかわらず、その重要性を認識していない。

このため、当監査法人においては、必要な研修の指定や当該研修を受講させるといった監査実施者のレベルアップのための措置を講じておらず、さらに、監査実施者の評価、選任等については各監査チーム任せとなっており、その適切性についての確認が行われていないほか、定期的な検証担当者に対して重点検証項目や留意点に係る指示が行われていないため、実効性のある検証が行われていないなど、広範に不備が認められる。

このように、当監査法人においては、品質管理のシステムが機能しておらず、品質管理態勢は極めて不十分である。

3. 個別監査業務の実施について、当監査法人においては、監査チームのメンバーが固定化されている中、監査リスクに応じた必要な能力、経験を持った監査補助者を選任する態勢となっていない。

また、各社員は、企業を取り巻く環境が変化しているか十分に分析せず、被監査会社が健全な財務状況であることをもって、監査リスクが低いと思い込んでおり、前年どおりの監査手続を実施してさえいれば、大きな監査上の問題は発生しないと考えている。

各社員においては、監査の基準で要求される水準を理解せずに、また、被監査会社の作成した財務諸表を批判的に検討していないなど監査の基本である投資者及び債権者のために監査を行うという自覚がないままに監査を実施しており、自らの監査の品質を監査の基準で要求される水準まで向上させようとしておらず、加えて、監査チームとして

の監査の品質を向上させようとする意識が低い。

こうしたことから、社員及び職員は、減損の兆候がある固定資産について被監査会社の主張の合理性を検討せず、また、売掛金の残高確認において重要な差異が生じているにもかかわらず調査を実施しないなど、複数の個別監査業務において監査の品質の水準を確保するために必要な手続を行うことなく監査を完了しており、監査の基準に準拠していない監査手続が広範囲に多数認められる。

4. 監査業務に係る審査については、審査担当者は、監査の品質に関し、監査の基準で要求される水準を理解しておらず、また、重要な項目に係る監査チームの判断に対して、監査チームから提出された定型の審査資料に基づく検討を実施するのみであるほか、一部の審査担当者においては、監査責任者との討議を行っていないなど、実効性のある審査を実施していない。

このため、監査実施上の重要な問題点を発見・抑制できておらず、審査態勢は著しく不十分である。

5. 当監査法人は、日本公認会計士協会の品質管理レビューで指摘を繰り返し受けている。しかしながら、各社員は、当監査法人の品質管理に重要な問題があることを認識しておらず、法人としての一体的な業務運営態勢への変更を望まないなど監査の品質の向上を図ろうとしていない。

こうした中、当監査法人は、各社員に対する適切な措置を講じておらず、品質管理レビューの指摘事項について、品質管理担当責任者は、社員に対しては指摘事項の報告、非常勤職員に対しては指摘事項の郵送といった対応しか行っておらず、指摘事項の内容や改善策等の周知徹底を図っていない。また、品質管理担当責任者は、当該指摘事項について、指摘を受けた監査チームの個別の問題と捉え、監査法人全体としての実効性ある改善が図られているかを検証していない。

こうしたことから、当監査法人において、分析の実証手続、財務諸表の開示等の項目で指摘事項と同一の不備が継続して生じているほか、指摘を受けた個別監査業務においても同一の不備が改善されていないなど、改善に向けた取組状況は極めて不十分である。

お問い合わせ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査室
(代表) 03-3506-6000 (内線 2475)

有限責任クロスティア監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 27 年 3 月 20 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、有限責任クロスティア監査法人（以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当監査法人においては、法令が監査法人の業務管理体制として具備すべき要件として規定している、社員の総数の過半数が、公認会計士の登録を受けた後、3 年以上監査証明業務に従事している者とする要件を満たしていない。

また、当監査法人は、監査法人として成立するために必要な最低人数である 5 名で構成されているが、1 名の社員については、法人設立時より一般事業会社に常勤しており、また、他の 1 名の社員については、個人事務所の運営等に専念している。このため、これら 2 名の社員は、当監査法人の業務への関与割合が極めて低く、社員としての自覚がなく、法人内においてその職責を果たしておらず、当監査法人は実質的に 3 名の社員で監査業務が行われている。

さらに、統括代表社員を除く 4 名の社員は法人の所在地である北海道以外に在住しており、そのうち前述の 2 名を含む 3 名は収入のほとんどを自身の個人事務所から得ており、その運営等に注力している。このような状況にあるにもかかわらず、統括代表社員は、組織的監査を実施する態勢を構築するための知識・経験がないことから、監査法人として一体的な業務運営を行うための措置を講じていない。

このように、当監査法人においては、監査法人としての業務管理体制が不十分であり、組織的監査を実施するための人的資源が不足しており、また、社員の監査法人への帰属意識が低く、一体的な業務運営が行われていない。

2. 統括代表社員及び品質管理担当責任者は、当監査法人に参画するまで監査法人の業務運営に関与した経験がない状況において、自らの知識を向上させる姿勢が不十分であることから、監査の基準で要求される水準に関する理解・知識が不足している。また、定期的な検証担当者は、当監査法人の社員としての職責を自覚していないことから、当監査法人の品質管理のシステムの整備及び運用に積極的に関与しておらず、その必要性を感じていない。

このため、当監査法人においては、社員会において前任監査人からの引継前に契約締結の承認を行っているほか、業務執行社員が監査調書の査閲において重要な事項について十分な査閲を実施していない。さらに、定期的な検証において、監査チームが実施した監査手続の十分性について批判的な観点から検証を行っておらず、実効性のある検証が行われていないなど、品質管理のシステムに広範に不備が認められる。

このように、当監査法人においては、品質管理のシステムが機能しておらず、品質管理態勢は著しく不十分である。

3. 個別監査業務の実施について、統括代表社員は、被監査会社の主張を批判的に検討しておらず、監査の基本である投資者及び債権者のための監査を行う意識が希薄である。
- また、統括代表社員を含む業務執行社員及び審査担当者は、当監査法人に参画するまで自ら監査意見を形成した経験がない状況において、自らの知識を向上させる姿勢が不十分であることから、監査の基準で要求される水準に関する理解・知識が不足している。
- このため、特別な検討を必要とするリスクを識別している事項について関連する内部統制を理解するための監査手続を実施していないほか、貸倒引当金や利息返還損失引当金等、重要な会計上の見積り項目に対する監査手続において、債権金額から控除した利息返還損失引当額に対応する貸倒引当金を被監査会社が計上していない事実を見逃しており、また、監査報告書の記載事項である監査の対象や適用される財務報告の枠組みの記載内容を誤っている監査報告書を継続的に被監査会社に提出しているなど、監査の基準に準拠していない監査手続が広範に認められる。
4. 監査業務に係る審査について、審査担当者は、公認会計士の資格取得後、2年程度の監査の実務経験しか有していないことから、審査において対象とすべき事項を理解しておらず、また、監査の基準で要求される水準に関する理解・知識が不足している。
- このため、審査担当者は、一部の重要な項目について審査を実施しておらず、また、重要な項目に係る監査チームの判断に対して、監査調書を形式的に閲覧等をするだけで、監査チームが実施した監査手続を確認することによって十分かつ適切な監査証拠を入手しているかという観点から検討していないなど、実効性のある審査を実施していないことから、監査実施上の重要な問題点を発見できていない。
- このように、当監査法人の審査態勢は、著しく不十分である。
5. 当監査法人は、日本公認会計士協会の品質管理レビューで重大な指摘を受けているにもかかわらず、品質管理担当責任者は、品質管理レビューの指摘事項の趣旨を理解していないことから、リスク評価及び評価したリスクへの対応、監査証拠の項目で指摘事項と同一の不備が継続して生じているほか、品質管理体制では、情報セキュリティ、品質管理のシステムの監視において同様の不備が生じているなど、改善に向けた取組状況は著しく不十分である。

お問い合わせ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査室
(代表) 03-3506-6000 (内線 2475)

「監査事務所検査結果事例集」について

1. はじめに

審査会は、我が国における監査の品質の維持・向上、公益の確保及び投資者保護の観点から、監査事務所に対する検査を実施し、監査の品質管理に関する事項について、多岐にわたり指摘を行っており、検査における主な指摘事例等を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、毎年度、公表してきた。

平成26年7月14日公表の事例集においては、昨年度公表の事例集の構成と同様、本文を品質管理編と個別監査業務編とに分けた上で、以下の記載を行っている。

- ▶ 品質管理編では、品質管理に関する項目ごとに、検査における「着眼点」、「検査結果の概要」（「評価できる取組」、「指摘事例の概要」）及び「指摘事例の原因分析」、監査事務所に「求められる対応」を記載した上で、指摘事例の内容を具体的に紹介している。特に、「業務管理体制」では、監査事務所の品質管理のシステム（個別監査業務に係るものを含む。）に関する不備を生じさせた根本的な発生原因について、直接的な発生原因を踏まえた分析を行い、その結果を記載している。
- ▶ 個別監査業務編では、監査基準委員会報告書の体系に準じた項目を立てるとともに、特に不備が集中してみられる会計上の見積りの監査、業種別の監査業務として重点を置いている金融機関の監査、今後の対応が注目される財務諸表監査における不正、及び財務諸表監査とは異なる基準が適用される財務報告に係る内部統制の監査については、別項目を立てている。その上で、各項目において、検査における「着眼点」、「検査結果の概要」、監査事務所に「求められる対応」を記載するほか、指摘事例の内容等に応じて、指摘事例の紹介に加えて、指摘事例に共通する不備の改善に資するよう監査手続を実施する際の「留意点」を付記している。

審査会としては、各監査事務所において、事例集に掲載されている指摘事例やその発生原因等を参考として、自らの監査事務所における個別監査業務を含む品質管理のシステムについて点検するとともに、品質管理のシステムに不備事項が発見された場合には、当該不備事項の改善にとどまらず、その根本的な発生原因を究明し、当該発生原因の改善に取り組むことを期待している。

特に、個別監査業務を含む品質管理のシステムの不備については、最高経営責任者や品質管理担当責任者等の責任が一次的には問われるべきものの、その根本的・本質的な原因としては、監査事務所の経営システム、経営方針又はビジネスモデル等に起因するものが多くみられる。監査事務所の各社員においては、品質管理のシステムの整備・運用は、最高経営責任者や品質管理担当責任者等が個人の責任のみで取り組むべき問題ではなく、監査事務所の経営責任を負う社員全員で取り組むべき経営上の課題であることを念頭に、品質管理のシステムの不備につながる根本的な原因を特定した上で、その改善に組織的に対処することが求められる。

事例集における品質管理編の一部項目のうち、「検査結果の概要」についての要約は以下のとおりである。

※ 事例集の全文については、審査会ウェブサイト

(<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20140714/01.pdf>)

を参照されたい。

2. 検査結果の概要

(1) 業務管理体制

① 品質管理のシステム

大規模監査事務所においては、品質管理担当部署が中心となって、監査事務所における品質管理のシステムの維持・向上に努めている状況がみられる。また、中小規模監査事務所においても、品質管理業務専任の品質管理担当責任者を選任するなどして、品質管理のシステムの維持・向上に取り組んでいる監査事務所がみられる。

一方、中小規模監査事務所を中心に、監査事務所としての品質管理のシステムの整備・運用への取組が不十分な監査事務所や、最高経営責任者、品質管理担当責任者等が品質管理に関する責任を十分に果たしていない監査事務所がみられる。

また、審査会検査や協会が実施する品質管理レビューの指摘事項の改善が不十分である監査事務所や、監査業務の実施において継続して不備が認められる監査事務所がみられるほか、一部の監査業務においては、職業的懐疑心を保持しつつ、監査リスクに適切に対応した監査が実施されているとは言い難い状況もみられる。

指摘事例の根本的な発生原因としては、

ア. 監査事務所の経営システム、経営方針及びビジネスモデル

イ. 最高経営責任者等による品質管理に対する取組

ウ. 各社員の職責に対する自覚、社員間の相互牽制等

に係る問題点が挙げられる。具体的には、以下のとおり。

ア. 監査事務所の経営システム、経営方針及びビジネスモデルを原因とする例

- ・ 最高経営責任者が、営業面での成果を社員評価及び報酬に反映させる一方、監査業務の品質や職業倫理の遵守状況については社員評価に反映させていないなど、監査の品質管理よりも業務の拡大を重視する姿勢を有しており、監査事務所全体に品質管理を軽視する姿勢が広がっている。
- ・ 採算管理、社員報酬の決定等が各地区事務所単位で行われているほか、各地区事務所における業務運営に本部が関与しない状況が生じているなど、監査法人としての一体的な業務運営が行われていない。
- ・ 社員及び職員に対して兼業が認められている中で、多数の社員及び職員が監査事務所の業務よりも自らの個人事務所の業務に多くの時間をかけており、最高経営責任者等による社員及び職員に対するガバナンスが十分に機能していない状況が生じている。

イ. 最高経営責任者等による品質管理に対する取組を原因とする例

- ・ 最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、実務指針等において求められている品質管理のシステムの水準を理解しておらず、このため、監査事務所として、品質管理のシステムの向上のための取組を十分に行っているものと誤認している。
- ・ 審査会検査及び品質管理レビューにおいて重大な指摘を繰り返し受けているにもかかわらず、

最高経営責任者等が、監査事務所の品質管理に重要な問題があることを認識していない。

- ・ 最高経営責任者等が、監査責任者間で監査の品質の維持・向上に対する意識に差が生じていることや、監査業務間で監査の品質の水準に差が生じていることを認識しながら、監査事務所全体における監査の品質を一定水準以上に維持・向上させるために必要な取組を実施していない。
- ・ 最高経営責任者等が、監査の現場を任せられる監査経験が豊富な公認会計士の割合が低くなっている状況を認識しながら、適切な能力を有する監査実施者を確保するために必要な措置について十分に検討していない。
- ・ 最高経営責任者等の監査事務所の経営に関与する社員が、監査事務所における監査の品質について特段の危機感を有しておらず、監査事務所が実施する全監査業務における監査の品質を一定水準以上に早急に向上させるための措置を策定・実施できていない。

ウ. 各社員の職責に対する自覚、社員間の相互牽制を原因とする例

- ・ 経験年数の短い公認会計士・試験合格者の割合が経験年数の長い公認会計士に比して高くなっている状況において、各社員は、監査事務所全体の品質管理については、最高経営責任者や品質管理担当責任者に任せておけばよいと考えており、監査事務所全体における監査の品質を維持・向上するために社員として果たすべき職責・役割について自覚していない。
- ・ 社員間で、他の社員が監査責任者となっている監査の品質について、社員としての対等の立場で批判的に監視・検証する意識が保持されていない。
- ・ 社員間で組織的監査の必要性や意義についての議論がなされておらず、組織的監査を実施する必要性についての認識が共有されていない。

② 業務改善への取組

中小規模監査事務所を中心に、品質管理レビューの指摘事項の改善に向けた取組が十分に実施されておらず、複数の指摘事項について、改善措置が未実施又は改善が不十分となっている監査事務所がみられる。指摘事例の発生原因としては、品質管理担当責任者等が、品質管理レビューの指摘事項をレビューの対象となった監査業務に特有な事情に基づくものと認識しており、指摘事項の根本的な発生原因等について検証していないことや、品質管理担当責任者等が、品質管理レビューにおける指摘事項について、指摘事項や対応する改善措置が記載されたチェックリストに基づく形式的な確認を行うだけで、各監査責任者及び審査担当者が、自ら実施・関与している監査業務に関し、指摘の趣旨を十分に踏まえた改善状況の検証を実施していないことなどが挙げられる。

③ 内部規程の整備、周知及び運用

中小規模監査事務所を中心に、内部規程の整備、周知又は運用に関する不備事例がみられる。指摘事例の発生原因としては、監査事務所の実態等に応じた修正を行うことなく、協会公表の「監査の品質管理規程」のひな形をそのまま内部規程として採用していることなどが挙げられる。

④ 法令諸基準の遵守

中小規模監査事務所を中心に、社員の競業禁止、業務報告書の記載内容、定款変更の届出等に関する不備事例がみられる。指摘事例の発生原因としては、品質管理担当責任者等が、法令諸基準の遵守状況の確認が必要とされる各業務について、当該確認作業に係る実施担当者や業務フローを明確かつ具体的に定めていないことなどが挙げられる。

⑤ 情報管理

中小規模監査事務所を中心に、監査事務所の情報セキュリティに関する内部規程で定められている情報漏えい防止措置を適切に実施していないといった不備事例や、情報セキュリティに関する内部規程を監査実施者に配布していないといった不備事例がみられる。指摘事例の発生原因としては、情報管理に係る責任者等が、情報セキュリティに係る内部規程を形式的に整備するだけで、PC等を利用する監査実施者（非常勤の監査実施者を含む。）に運用を任せきりにしていることや、情報管理に係る責任者等が、監査実施者は情報セキュリティに関する内部規程を遵守していると過信し、監査事務所における内部規程の運用実態を把握するための措置を実施していないことなどが挙げられる。

⑥ インサイダー取引防止

中小規模監査事務所を中心に、「インサイダー取引防止規程」のひな形を参考に内部規程を整備しているものの、当該規程で定められたインサイダー取引防止措置を実施していないといった不備事例がみられる。指摘事例の発生原因としては、インサイダー取引防止管理担当者等が、内部規程に基づき実施すべきインサイダー取引防止措置を網羅的に把握していないことや、インサイダー取引防止管理担当者等が、構成員によるインサイダー取引防止措置の遵守状況について確認することなく、構成員が関連規程を適切に遵守しているものと思い込んでいることなどが挙げられる。

(2) 契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新は、監査事務所における経営判断の中核をなす事項であるにもかかわらず、中小規模監査事務所を中心に、監査契約の新規の締結や更新に際して、内部規程で定められたチェックリストのチェック欄に問題がないことを示すチェックマークを付すだけで、深度あるリスク評価が行われていないなどの不備事例がみられる。

指摘事例の発生原因としては、監査責任者（予定者）が、慎重なリスク評価及び問題点の解決を適時かつ適切に実施することよりも、監査業務の早期受嘱及び当該業務への早期着手を優先させていることや、監査責任者（予定者）において、経営者不正、内部統制監査、会計上の見積り等に関する的確な判断を行うために必要な経験が不足しており、予備調査や監査業務の引継等により把握した事実に基づく監査受嘱リスクの識別・評価を適切に実施できていないことなどが挙げられる。また、社員間で新規受嘱の可否について議論する際、監査責任者（予定者）以外の社員において、他の社員が獲得してきた監査業務について批判的な見地から検討することに消極的な姿勢があることなどが挙げられる。

(3) 監査業務に係る審査

監査上の重要な事項に係る監査手続の必要性・十分性や判断過程について、審査担当者による深度ある審査が実施されていないといった不備事例が散見されており、審査態勢の充実・強化が引き続き重要な課題となっている状況が認められる。また、監査リスクに見合った審査担当者が選任されていないといった不備事例や、審査担当者が批判的な観点から審査を実施していないことなどから審査の実効性が確保されていないなどの不備事例がみられる。

指摘事例の発生原因としては、

- ・ 監査業務のリスクが高いにもかかわらず、これに見合った審査担当者が選任されていないこと、
 - ・ 審査担当者が、監査責任者等に対する過度の信頼から、監査チームが十分かつ適切な監査手続を実施していると思いついでいること、
 - ・ 監査チームが被監査会社の状況や重要な検討事項の内容を審査担当者（外部委託のケースを含む。）に伝えておらず、監査チームと審査担当者間でリスク認識等が共有されていないこと、
 - ・ 審査を受ける監査チームにおいて、重要な会計処理についての判断のみならず、監査実施者が行った監査手続の十分性及び適切性について、審査担当者による客観的な評価を得る必要があることを認識していないこと、
 - ・ （特に、中小規模監査事務所において）少数の社員により事務所の業務運営が行われている状況において、審査担当社員が、自己の監査業務を優先し、審査のために十分な時間をかけていないこと、
 - ・ （特に、中小規模監査事務所において）審査を行うために必要かつ十分な知識・経験を有する社員等が不足している状況において、審査担当者としての適格性を有する者を確保・育成するための措置を実施していないこと
- などが挙げられる。

(4) 監査役等との連携

① 会計監査人と監査役等との連携

会計監査人と監査役等との連携の必要性については、関係者の間に徐々に浸透しつつあり、連携の深度に差こそあれ、定期的なコミュニケーションが図られている状況が認められる。

しかしながら、品質管理レビューを受けた監査事務所から監査役等に対する当該レビューに関する通知内容を検証してみると、品質管理レビューにおいて改善勧告事項を伝達されながら、限定事項が付されていないことを理由に、「品質管理レビューにおいて重要な指摘を受けていない」との結論のみを、書面ではなく、口頭で通知している事例が数多くみられる。

また、監査事務所の中には、「品質管理レビューでの指摘内容は軽微なものであり、監査役に伝達する必要性が認められない」、「監査役から通知の要求や質問を特段受けていない」などとして、実施された品質管理レビューについて何ら通知を行っていない監査事務所も引き続きみられる。

② 不正・違法行為発見時の対応

監査事務所における評価できる取組事例としては、金商法において法令違反等事実発見への対応に係る規定が導入された際、社員等に対し、法令違反等事実を発見した場合の被監査会社の監査役等に対する通知例を示すなどして、周知徹底を行っている事例が挙げられる。

また、監査事務所として、財務書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがあると判断した事項について、金商法第 193 条の 3 に基づく通知を被監査会社に対して行った結果、当該通知を受けた被監査会社において、四半期報告書の訂正を行うとともに、適切な開示の実施に向けた体制強化が図られるに至った事例が挙げられる。